

○栗原市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日

規則第12号

改正 平成24年3月15日規則第5号

平成26年7月11日規則第24号

平成28年3月29日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗原市情報公開条例（平成17年栗原市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第5条第1項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）とする。

(行政文書開示決定通知書等)

第3条 条例第6条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）

(3) 行政文書を開示しない旨の決定 行政文書非開示決定通知書（様式第4号）

(4) 条例第11条の規定に基づく開示請求を拒否する旨の決定 行政文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5号）

(5) 行政文書を保有していない旨の決定 行政文書不存在決定通知書（様式第6号）

2 条例第6条第4項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第7号）によるものとする。

(平24規則5・一部改正)

(開示の実施等)

第4条 行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けたものは、市長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る行政文書の開示を受けるものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(第三者に対する意見書の提出の機会の付与等)

第5条 条例第12条第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求に係る行政文書に記録されている第三者に関する情報の内容

(2) 意見書の提出期限

- 2 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、行政文書の開示に係る意見照会書（様式第8号）によるものとする。
- 3 条例第12条第1項又は第2項に規定する意見書は、行政文書の開示に係る意見書（様式第9号）によるものとする。
- 4 条例第12条第3項の規定による通知は、行政文書を開示決定した旨の通知書（様式第10号）によるものとする。

（平24規則5・一部改正）

（事案を移送した旨の通知）

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第11号）によるものとする。

（平24規則5・追加）

（諮問した旨の通知）

第7条 条例第16条の規定による通知は、栗原市情報公開審査会諮問通知書（様式第12号）によるものとする。

（平24規則5・旧第6条繰下・一部改正）

（施行の状況の公表）

第8条 条例第38条の規定による条例の施行の状況の公表は、広報紙に登載して行うものとする。

（平24規則5・旧第7条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の築館町情報公開条例施行規則（平成12年築館町規則第37号）、若柳町情報公開条例施行規則（平成12年若柳町規則第18号）、栗駒町情報公開条例施行規則（平成12年栗駒町規則第27号）、高清水町情報公開条例施行規則（平成13年高清水町規則第1号）、一迫町情報公開条例施行規則（平成13年一迫町規則第1号）、瀬峰町情報公開条例施行規則（平成13年瀬峰町規則第9号）、鶯沢町情報公開条例施行規則（平成12年鶯沢町規則第4号）、金成町情報公開条例施行規則（平成13年金成町規則第11号）、志波姫町情報公開条例施行規則（平成13年志波姫町規則第4号）若しくは花山村情報公開条例施行規則（平成12年花山村規則第21号）又は解散前の栗原地域広域行政事務組合情報公開条例施行規則（平成15年栗原地域広域行政事務組合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月15日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の栗原市情報公開条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則 (平成26年7月11日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の栗原市情報公開条例施行規則第2条の規定による様式は、当分の間、改正後の栗原市情報公開条例施行規則第2条の規定によるものとみなす。

附 則 (平成28年3月29日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

行政文書開示請求書

年 月 日

栗原市長 様

請求者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名)
電話番号(自 宅) ー
(勤務先等) ー

栗原市情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する 行政文書の内容	(行政文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)
行政文書の開示 の方法の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 閲覧及び写しの交付

この欄には、記入しないでください。

行政文書の件名	()年度
担 当 部 署	
備 考	

様式第2号(第3条関係)

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容		
行政文書の開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後	
行政文書の開示の場所		
担 当 部 署	名 称	
	電話番号	
備 考		

- (注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部署へ御連絡ください。
2 条例第7条第3項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると、開示を受けることができなくなります。なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当部署へ御連絡ください。
3 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

行政文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書の開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
行政文書の開示の場所	
一部について行政文書の開示をしない理由	栗原市情報公開条例第 条(第 項・第 号)該当
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 部 署	名 称
	電話番号
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内)に、栗原市を被告として(訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注)
- 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部署へ御連絡ください。
 - 条例第7条第3項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると、開示を受けることができなくなります。なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当部署へ御連絡ください。
 - 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - ※印の欄は、一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

様式第4号(第3条関係)

行政文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示をしないことを決定したので通知します。

行政文書の内容		
行政文書の開示をしない理由	栗原市情報公開条例第 条(第 項・第 号)該当	
※行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日	
担 当 部 署	名 称	
	電話番号	
備 考		

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内)に、栗原市を被告として(訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) ※印の欄は、行政文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

様式第5号(第3条関係)

行政文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

行政文書の内容		
行政文書の存否を明らかにしない理由		
担 当 部 署	名 称	
	電話番号	
備 考		

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内)に、栗原市を被告として(訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第3条関係)

行政文書不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第1項の規定により、行政文書の不存在の決定をしたので通知します。

行政文書の内容		
行政文書が存在しない理由		
担当部署	名称	
	電話番号	
備考		

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内)に、栗原市を被告として(訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第3条関係)

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第6条第4項の規定により、次のとおり行政文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の内容		
栗原市情報公開条例第6条第1項に規定する決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで	
延長の理由		
担当部署	名称	
	担当部署	
備考		

様式第8号(第5条関係)

行政文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



次の行政文書の開示について、栗原市情報公開条例第12条第1項(第2項)の規定により意見を求めますので、行政文書の開示に係る意見書を 年 月 日までに提出するようお願いいたします。

行政文書の内容		
行政文書に記録されている情報		
担 当 部 署	名 称	
	電話番号	
備 考		

(注)

提出期限までに行政文書の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、行政文書の開示が行われる場合があります。

様式第9号(第5条関係)

行政文書の開示に係る意見書

年 月 日

栗原市長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつて
は、事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

意見照会年月日及び番号	年 月 日 栗 第 号
<p>該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。</p> <p>1 行政文書を開示されても支障がない。</p> <p>2 行政文書を開示されると支障がある。 (行政文書の開示により支障がある部分)</p> <p>理由(2に該当する場合に記入してください。)</p>	

様式第10号(第5条関係)

行政文書を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



栗原市情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書に記録されている情報の内容	
開示を実施する年月日	年 月 日()
開示決定の種類	年 月 日付け 栗 第 号 開示 (部分開示) 決定
開示を決定した理由	
担 当 部 署	名 称
	電話番号
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記の「開示を実施する年月日」までに、1の審査請求に併せて開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決定があった日から6か月以内)に、栗原市を被告として(訴訟において栗原市を代表とする者は栗原市長となります。)この決定についての取消しの訴えを提起することができます。また、この決定についての取消しの訴えに併せて、同裁判所に開示処分の執行停止の申立てをすることができます。

様式第11号（第6条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、栗原市情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

請求する行政文書の内容	年 月 日	
移送をした実施機関の担当部署	名 称	
	電 話 番 号	
移送を受けた実施機関の担当部署	名 称	
	電 話 番 号	
移送をした日	年 月 日	
移送をした理由		
備考		

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関又は議会の議長において開示決定等を行うこととなります。

様式第12号(第7条関係)

栗原市情報公開審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長



次の審査請求については、栗原市情報公開条例第16条の規定により、栗原市情報公開審査会に諮問したので通知します。

審査請求年月日	年 月 日	
審査請求の対象となった 決定	年 月 日 栗 第 号	
	(決定の内容)	
諮問をした年月日	年 月 日	
担 当 部 署	名 称	
	電話番号	
備 考		

- 様式第1号 (第2条関係)
(平24規則5・平26規則24・一部改正)
- 様式第2号 (第3条関係)
(平24規則5・一部改正)
- 様式第3号 (第3条関係)
(平24規則5・平28規則33・一部改正)
- 様式第4号 (第3条関係)
(平24規則5・平28規則33・一部改正)
- 様式第5号 (第3条関係)
(平24規則5・平28規則33・一部改正)
- 様式第6号 (第3条関係)
(平24規則5・平28規則33・一部改正)
- 様式第7号 (第3条関係)
(平24規則5・一部改正)
- 様式第8号 (第5条関係)
(平24規則5・一部改正)
- 様式第9号 (第5条関係)
- 様式第10号 (第5条関係)
(平24規則5・平28規則33・一部改正)
- 様式第11号 (第6条関係)
(平24規則5・追加)
- 様式第12号 (第7条関係)
(平24規則5・旧様式第11号繰下・一部改正、平28規則33・一部改正)